

## Basecamp利用規約

Basecamp利用規約(以下「本規約」といいます)は、DMZ Japan合同会社(以下「当社」といいます)が提供するプログラム(以下「本プログラム」といいます。)への応募及び参加について規定いたします。

### 第1条

1. 本プログラムに応募又は参加することにより、本プログラムの応募者及び参加者は本規約を遵守し、本規約に拘束されることに同意したものとみなします。
2. 応募者及び参加者が本規約に同意しない場合、応募者及び参加者は本プログラムにそれぞれ応募及び参加することができません。

### 第2条

1. 当社は、事前の通知なく、いつでも本規約を改訂する権利を留保いたします。
2. 本規約の改訂は、当社が改訂された本規約を当社ウェブサイトに掲載した時点で直ちに発効するものといたします。
3. 応募者及び参加者が本規約改訂後に本プログラムに応募及び参加する場合、改訂後の本規約に同意したものとみなします。

### 第3条

1. 本プログラムへの応募要件は以下のとおりとします。
  - (1) 国際的なビジネス展開を視野に入れて起業することを目指していること。
  - (2) カナダ・トロントで実施される対面プログラムを含め、本プログラム全てに参加できること。
  - (3) 本プログラムへの参加に必要な英語力を有していること。
  - (4) 本プログラムのうち、オンラインプログラムに参加できるだけの設備、環境を整えていること。
  - (5) 本プログラム参加後5年程度の間、参加者の起業及びビジネス展開について、進捗状況等を当社に報告すること。
  - (6) 本プログラム参加者に決定した場合に、氏名、起業計画の内容等を当社の広報活動の一環として紹介することに承諾すること
2. 本プログラムへの応募者が多数となった場合には、当社の書類選考により、本プログラム参加者を決定いたします。当社は、本プログラム参加者の決定過程について、応募者からの問い合わせに応じることはできませんので、ご了承ください。
3. 当社は、応募者の応募に以下の事由があると判断した場合、参加を拒否又は参加辞退を求めることがあります：
  - (1) 応募内容に虚偽の内容を記載した場合
  - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
  - (3) その他当社が参加を適当でないと判断した場合
4. 当社は、参加者から本プログラム参加後に受けた進捗状況等の報告内容を、参加者の同意を得た上で、当社による広報、報告等の目的で使用することがあります。
5. 当社は、当社による広報、報告等の目的で、本プログラムの参加者の写真、動画等を撮影することがあります。当社は、参加者による本プログラムへの応募をもって、参加者がこれらの撮影に同意し、参加者の肖像権利用の許諾をしたものとみなします。

### 第4条

1. 参加者は、本プログラムのオンラインプログラムへの参加を開始するに際し、当社の定める方法により参加登録を行うものとします。参加登録に際し、参加者は本プログラムのユーザー名及びパスワードを設定するものとします。

2. 参加者は、自己の責任において本プログラムのユーザー名及びパスワードを管理するものとします。ユーザー名を保護するため、参加者は、パスワードを他人に知らせないでください。
3. 参加者は、ユーザー名及びパスワードを第三者に開示、共有、譲渡及び貸与することはできません。ユーザー名及びパスワードの管理不備、使用ミス、第三者による使用により、参加者及び第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
4. ユーザー名とパスワードの組み合わせが、当社の登録情報と一致してログインされた場合、そのユーザー名を登録した参加者本人が参加したものとみなします。ユーザー名が不正に使用されていることが判明した場合には、参加者において、速やかに当社までご連絡ください。

## 第5条

1. 本プログラムに含まれるすべてのコンテンツ、デザイン、グラフィック、写真、イラスト、ソフトウェア、アートワーク、ビデオ、音声、名称、単語、題名、フレーズ、ロゴ、マークは、トロント・メトロポリタン大学、当社若しくは当社の関連会社(当社の持分の過半数を有している会社をいいます。以下同じです。)又は本プログラムの講師若しくはメンターが所有権を有しています。
2. 本プログラムに係る著作権、商標権を含む知的財産権は、トロント・メトロポリタン大学、当社、当社の関連会社、本プログラムの講師又は本プログラムのメンターが有するものとします。当社は、本プログラムの参加者への提供に必要な範囲で、当社以外の個人又は法人が有する知的財産権の利用について、当該個人又は法人から許諾を得ています。
3. 参加者は、当社及び前項の知的財産権の所有者の事前の書面による同意なしに、本規約が定める方法以外の方法で本プログラムを複製、上演、上映、公衆送信、自動公衆送信、送信可能化、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他利用することはできません。
4. トロント・メトロポリタン大学、当社又は当社の関連会社のブランドマークは、トロント・メトロポリタン大学及び当社又は当社の関連会社により登録されています。サイトに表示されているその他の名称、単語、題名、フレーズ、ロゴ、デザイン、グラフィック、アイコン、ブランドマークは、トロント・メトロポリタン大学、当社又は当社の関連会社の登録又は未登録の公式マークを構成する場合があります。
5. 参加者は、個人的な非商業的使用以外の目的に限り、本プログラムを使用することができません。

## 第6条

1. 本プログラムの使用は、参加者の単独の責任において行われます。本プログラムは「現状有姿」かつ「提供可能な状態」で提供され、正確性、完全性、有用性、第三者の権利非侵害、特定目的への適合性に関する黙示的な保証を含め、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も有するものではありません。また、本プログラムへの参加が中断されないこと、エラーがないこと、本プログラムへのアクセスが安全であること、ウイルスその他の有害な要素がないことについての保証もありません。
2. 本プログラムには第三者のウェブサイトへのリンクが含まれている場合があります。これらのリンクは、参加者の便宜のためにのみ提供されています。当社は、第三者のウェブサイトのコンテンツについて責任を負わず、そこに含まれる情報を保証せず、またその品質、正確性、信頼性、完全性、現時性、最新性、権利非侵害、商品性又は特定の目的への適合性を保証するものではありません。
3. 参加者が本プログラムに参加したことにより生じた損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。また、本プログラムに参加した際に、他の参加者とのトラブルにより参加者に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社が第三者に提供した応募者及び参加者の情報が、当該第三者の故意又は過失により流失したり、不正使用されたりし、これにより参加者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第7条

1. カナダ・トロントで実施される対面プログラム参加に伴う費用を含む本プログラムの参加費用、東京の空港からカナダ・トロント空港までの往復の渡航費用及びカナダ・トロントで実施される対面プログラム期間中の宿泊費については、当社が負担いたします。
2. 前項記載の費用以外の本プログラム参加に係る費用(カナダ・トロントにおける生活費、東京の空港までの交通費等)は参加者の負担といたします。

## 第8条

本プログラムへの参加にあたり、参加者が以下の行為をすることを禁止します。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (2) 当社又は第三者の知的財産権を侵害する行為
- (3) 当社又は第三者の名誉権、プライバシー権その他の人権又は信用を侵害する行為
- (4) 本プログラムの講師、スタッフ、他の参加者等に対するハラスメント行為
- (5) ネットワークビジネス及び商業活動への勧誘行為
- (6) 他の参加者に対して無差別にメッセージ等を送信する行為
- (7) 本プログラム又は当社の運営を妨害する行為
- (8) その他当社が不適切と判断する行為

## 第9条

1. 当社は、以下の場合、参加者に事前に通知することなく本プログラムの全部又は一部の提供を停止または中断することができるものとします：
  - (1) 本プログラムの提供に必要なシステムの保守点検又は更新を行う場合
  - (2) 第19条で定める事由により本プログラムの提供が困難となった場合
  - (3) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 当社は、本条に基づく本プログラムの停止又は中断により参加者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第10条

1. 当社と参加者は、各当事者が独立した存在であり、本規約により両当事者間において、合併関係、代理関係、雇用関係のいずれの関係も創出するものではありません。
2. 参加者は、当社を代理していかなる義務又は責任も引き受けないものといたします。

## 第11条

参加者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはなりません。

## 第12条

当社及び応募者ないし参加者は、事前に相手方当事者の書面による同意なく、本プログラムに関連して相手方当事者から開示された情報、資料及び技術上、業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。

- (1) 相手方当事者から開示される以前に既に知っていたもの。
- (2) 相手方当事者から開示される以前に既に公知となっていたもの。
- (3) 相手方当事者からの開示を受けた後に、自己の責に帰し得ない事由によって公知となったもの。
- (4) 相手方当事者から開示された情報を利用することなく独自に開発したもの。
- (5) 秘密保持義務を負わない第三者から適法に入手したもの。

(6) 法令又は公的機関等の命令若しくは要請により開示を求められたもの。ただし、相手方当事者の利益を守るため、開示の範囲は必要最小限に限るものとします。

### 第13条

当社は、参加者の本規約に係る違反行為によって利益が侵害され又は侵害されるおそれがある場合、参加者に対してその侵害の停止又は予防を請求することができます。

### 第14条

1. 参加者が本規約における義務に違反し、若しくは、故意又は過失により当社に損害を与えた場合には、当社に発生した損害の全額を賠償しなければなりません。
2. 本規約に基づき、当社が応募者又は参加者に対し損害賠償義務を含む支払義務を負う場合、当社の応募者又は参加者に対する支払額は、応募者又は参加者が当社に対して支払った金額を上限といたします。

### 第15条

1. 本契約に基づく通知は、電子メールにより、以下の方法によりなされるものとします。
  - (1) 当社に対して: [dmzjapan@torontomu.ca](mailto:dmzjapan@torontomu.ca)
  - (2) 参加者に対して: 参加者が当社に提出した電子メールアドレス
2. 通知は、前項の連絡先への到達時に到達したものとみなします。

### 第16条

1. 参加者が次のいずれかに該当する場合、当社は、事前の予告なしに、参加者への本プログラムの参加を拒否し、又は、参加辞退を求めることができます。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合。
  - (2) 第3条第1項の要件を満たさない場合。
  - (3) 第3条第3項に該当する場合。
  - (4) 誓約書の記載内容を遵守しなかった場合。
  - (5) 手形又は小切手が不渡りとなった場合。
  - (6) 差押、仮差押又は競売が申し立てられた場合。
  - (7) 破産、民事再生、会社更生又は類似の手続が申し立てられた場合。
  - (8) 参加者の財政状況が悪化した場合、あるいは当社が参加者の財政状況が悪化する恐れがあると判断した場合。
2. 当社が本条に基づく終了により損害を被った場合、参加者は当社に発生した損害の全額を賠償しなければなりません。
3. 本規約は、応募者及び参加者との関係では、本プログラムの提供終了後も適用されるものとします。

### 第17条

当社が、本規約の条項を規定に従って履行することある時点で又はある一定期間強制しなかったとしても、その条項を放棄した又は当社がその後各条項の履行を強制する権利を放棄したと解釈されることはありません。

### 第18条

管轄に基づく手続によって本規約の規定が執行不能又は無効であると判明した場合、そのような執行不能性又は無効性は本規約全体を執行不能又は無効にするものではないことを確認するものとします。そのような場合、執行不能又は無効とされた規定は、適用法又は裁判所の決定の範囲内で、執行不能又は無効とされた規定の目的を最も達成する形で変更され、解釈されます。

## 第19条

1. 応募者及び参加者は、自らが、現在又は将来的にわたって以下のカテゴリー（総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明、保証、約束するものとします。
  - (1) 組織化された犯罪グループ
  - (2) 組織化された犯罪グループの構成員メンバー
  - (3) 組織犯罪グループの準構成員
  - (4) 総会屋、又は
  - (5) その他の上記と同等の組織
2. 応募者及び参加者は、自らがこれまでに以下の行為のいずれも行っていないことがなく、かつ、将来にわたって行わないことを表明、保証、約束する。
  - (1) 暴力による要求。
  - (2) 法的責任を超えた不当要求。
  - (3) 取引に関連する威嚇的な言葉や行動。
  - (4) 噂を広め、不正手段を用いて、又は実力行使によって、当社及び本プログラムの講師、スタッフ、他の参加者等の名誉を毀損したり、当社及び本プログラムの講師、スタッフ、他の参加者等の業務を妨害したりする行為。又は
  - (5) その他上記と同等の行為。
3. 参加者は、身元確認及び反社会的勢力のスクリーニングの目的で、当社から要求されたいつでも自身の書類又は情報（住所、生年月日を含みますがこれらに限られません。）を直ちに当社に提供するものとします。
4. 本条第1項又は第2項の表明及び保証が真実でないか、真実ではなかったことが明らかになり、又は参加者が本条第1項又は第2項の約束に違反したことが明らかになった後に、参加者による本プログラムへの参加が適切でないと当社が判断した場合、当社は、参加者に対し、本プログラムへの参加継続を拒否することがあります。

## 第20条

当社は、本規約に基づく義務の履行が遅延し、又はなされなかった場合において、その遅延又は不履行が当社の合理的なコントロールを超えた事由によって引き起こされた場合には、その限度において参加者に対して責任を負わないものとします。そのような事由には、天災地変、政府又は政府機関の行為、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、火災、嵐、地震、津波、停電、ストライキ、戦争、暴動、騒乱、通信回線や輸送機関の事故、感染症の拡大による国境封鎖やロックダウンを含むものとし、かつ、これら列挙した事由に限定されないものとします。

## 第21条

1. 本規約は日本法が適用され、同法に従って解釈されるものとします。
2. 本規約及び本プログラムの使用に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。